

PET-CT がん検診費用の一部助成のお知らせ

全身の画像検査を主検査として、自覚症状のないがんを早期に発見する PET-CT がん検診の費用を助成します。

○対象者 30 歳以上の町民の方

※ただし、以下の方は対象外となります。

- ・本町で過去に PET-CT がん検診費用助成事業を受けた方
- ・過去にがんと診断され、手術や放射線療法、化学療法を受けたことがある方で現在治療中、経過観察中の方
- ・妊娠中、授乳中の方
- ・整形外科的な疾患などがあり、約 30 分の撮影中に動いてしまう方
- ・狭いところが苦手な方

○検査費用 自己負担額 3 万 8,500 円（検査費用 11 万 5,500 円の 3 分の 2 の費用 7 万 7,000 円を町で助成しています）

※申し込み後にキャンセルする場合は、キャンセル料がかかることがあります。

○検査医療機関 北見赤十字病院

○検査内容 PET-CT 検査（陽電子放射断層撮影）、補完検査（腫瘍マーカー、超音波検査、胃がんリスク検査、内分泌検査、尿検査、血液検査など）

○定員 10 人（先着順）

○申込み 7 月 11 日（火）9 時から

※電話または窓口でお申し込みください。

特定不妊治療費助成のお知らせ

令和 4 年 4 月から、新たに不妊治療の費用が保険適用となったことに伴い、これまでの北海道による特定不妊治療費の助成は終了しましたが、町では特定不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するために、下記について助成します。

①特定不妊治療（助成の対象となる特定不妊治療：体外受精・顕微授精・男性不妊治療）に要した医療費および調剤費

②医療保険適用後の自己負担額（高額療養制度またはその他の医療費軽減制度の対象となる場合は、制度を利用後の自己負担額）

○対象者

夫婦（事実婚含む）のいずれかが訓子府町に住所を有する方で、女性が治療開始時において 43 歳未満の方

※他の市町村で同一の治療に対し、助成を受けた方は対象になりません。

○助成回数

・治療開始時の女性の年齢が 40 歳未満の場合：1 子ごとに通算 6 回まで

・治療開始時の女性の年齢が 40 歳以上 43 歳未満の場合：1 子ごとに通算 3 回まで

○申請する際の注意点

1 回の治療が終了するごとに申請が必要です。原則、治療が終了した日から 6 か月以内に申請してください。

○高額療養制度について

保険適用の特定不妊治療は、自己負担額が治療費の 3 割となりますが、1 月当たりの自己負担額が高額となる場合、高額療養制度の対象となる可能性があります。詳細は、ご加入の医療保険者にお問い合わせください

○申請方法

申請に必要な書類をお持ちの上、福祉保健課健康増進係までお越しください

・夫婦それぞれの健康保険証の写し

・申請者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）

・申請者の通帳

・申請者の印鑑

■問合せ 福祉保健課健康増進係（☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番）

国民健康保険（国保）の保険証が 8 月に更新されます

国民健康保険（国保）の保険証を 8 月に一斉更新します。

現在お使いの国保の保険証は、令和 5 年 7 月 31 日まで使用できます。

7 月中旬以降に自宅に簡易書留で郵送しますので、ご確認をお願いします。

新しい国民健康保険の保険証はピンク色です。

入院・外来で医療費が高額になる場合は 限度額適用認定証の申請を

国民健康保険（国保）に加入している方は、入院時に「限度額適用認定証」（70 歳未満課税世帯の方、70 歳以上 75 歳未満現役並み所得の一部世帯の方）および「限度額適用・標準負担額減額認定証」（非課税世帯の方）を提示することにより、医療機関での支払額が、高額療養費の自己負担限度額までとなります。

限度額適用認定証の交付を希望される方は、福祉保健課医療給付係窓口で申請してください。

※町民税非課税世帯の場合は、入院時の食事代が減額されます。

※すでに交付を受けている方も有効期限は令和 5 年 7 月 31 日までとなっています。8 月以降有効の限度額適用認定証を希望される方は、あらためて申請が必要です。

■申請受付 7 月 18 日（火）から

■申請に必要なもの 印鑑、個人番号カード（マイナンバーカード）または写真付き身分証明など

受給者証更新のお知らせ

重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費・子ども医療費

現在交付している各種医療費受給者証の有効期限は、令和 5 年 7 月 31 日までとなっています。

8 月以降の受給者証は 7 月下旬に発送予定ですが、次の事項に該当する方は 7 月中旬までに届け出をしてください。

○転入された方 令和 5 年 1 月 2 日以降に訓子府町に転入された方は、前住所地の市区町村から生計維持者の「令和 5 年度所得課税証明書」を取り寄せていただく場合があります。なお、非課税世帯（世帯全員が住民税非課税）

として認定を受けるためには、世帯全員の所得課税証明書が必要です

○健康保険に変更があった方 各種医療費助成の対象になっている方で、健康保険に変更があった場合には、速やかに届け出をしてください

○生計維持者に変更があった方

○父子家庭の方も「ひとり親家庭等医療費助成」の対象となります

8 月から子ども医療費助成を高校生まで拡大

子育て世帯を応援するため、8 月 1 日から子ども医療費助成制度を改正します。

改正内容は 18 歳に到達した年度の末日までの医療費が初診時一部負担金のみとなります。

※ 7 月 31 日までは中学生までとなりますので、ご注意ください。

○申請期限 7 月 13 日（木）まで

○申請方法 福祉保健課医療給付係窓口で申請してください。なお、重度心身障がい者およびひとり親家庭等医療費助成制度を受けてい

る方は、申請の必要はありません

※対象となる方には申請書類を郵送済みです。また、申請期限を過ぎると 8 月 1 日までに受給者証を交付できない可能性がありますので、できる限り期限までに申請してください。

○申請に必要なもの

・受給資格登録届（子ども 1 人につき 1 枚）

・健康保険証

・印鑑

■問合せ 福祉保健課医療給付係（☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番）